九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

遼東馬市管見

江嶋, 寿雄

https://doi.org/10.15017/2334024

出版情報: 史淵. 70, pp.27-50, 1956-10-30. 九州大学文学部

バージョン: 権利関係:

遼 東 馬 市 管 見

寿 雄

明代遼東で兀良哈・女直の馬と中国の絹布との官営互市が永楽三年三月に開始されたが、その交換率が北方民族に有利 江 島

夷の生活物資が中国に依存しているから恩恵的に交易してやるのだと云つた言をそのまま採つて永楽初設の馬市に当ては と、それに対する成祖の熱心な増馬政策を考究すると必ずしも成祖の孫宣宗が馬市は明として必要な設備ではないが、北 るかと云う二つの考え方があり、従来後の理由を重しとする見解が強かつたが、永楽初期の明国内の著しい馬不足の状態 るか、それとも明が北方民族の武力による侵略を緩和する為に利を昭わして彼等を慰撫制馭する恩恵的政策的なものと見 時的一時的な収買である互市と区別すれば永楽四年説を採るべきである。更に遼東馬市設置の理由は、 であつた。それが混淆されて馬市の永楽三年設置説と永楽四年設置説が行われているが、馬市を常設的収買機関として臨 であつた為に売馬者が衆くなり、その都度的臨時的な互市では応接に不便を来したので、遂に永楽四年三月常設的な設備 めるわけにはいかないのである。永楽初期には馬不足解決の為明の方でも積極的に頻りに外に馬を求めたのであり、兀良 需要と、兀良哈・女直の中国物産に対する需要が有無相通ずる形に於いて交易に結晶したもの即ち経済的理由によるとす と馬市官と云う監督収買の政府機関をもつ馬市が創設された。この場合互市と馬市とは制度的に明かに区別さるべきもの 明側の馬に対する

遼 東 馬

市 管 見

遼

は従来誤解せられたまま看過されている点が残つている。その一二について述べることにする。その一つは馬市の数につ 撫夷政策としての意味を強くして来る。以上の様なことを私は先の小論で述べたのであるが、この遼東初設の馬市に就て 市設置は寧ろこの経済的理由を主とするものであつたとしなければならぬ。但し明に於ける増馬政策の成功が永楽十七・ 哈・女直の方でも勿論馬を以て中国物産との交易を希望したので、そこには明かに両方の需給の一致が存在していた。馬 八年頃明国内の馬不足を解消して来ると、馬市交易に於ける質量の選択決定馬価の抑制等が可能となり、 馬市が明の制夷

二、初設馬市の数と位置

群の最も古い代表的と思われるものを掲げてその異同を示し後の論述に資すことにする。 **弇州史料前集(市馬考)、及び清代の明史(食貨志)、欽定続文献通考、続通典等々何れも三所説である。** 略々一致して記す所である。即ち明代に成つた大明(正徳及萬曆)会典、遼東志、全遼志、王圻の続文献通考、王世貞の の史料群(B群)も皆同文でありその来源が一つである事、そしてA群とB群では異つた記載がある事等が知られる。史 説であるがその内容を検討すると、明代の史料群(A群)は夫々略々同文でありその史料の出所が一つである事、又清代 馬市が開原城東に一所と広寧に一所計三所と云うのである。しかもこの三所説は明人編著の諸書から清代編纂の諸書まで 従来遼東に永楽四年開設された馬市は三所と云われている。女直に対する馬市が開原城南に一所、 兀良哈三衛に対する 併し同じく三所

A群 明正徳會典兵部車駕司馬政

顮三衛。各去城四十里。……中略……

永樂三年立遼東開原廣寧馬市 ……中略…… 其立市一於開原城南。以待海西女直。一於開原城東。一於廣寧。以待杂

正統十四年革朶顏互市。 ……

東廣寧市皆廃。

惟開原南關馬市獨存。……下略……

一在開原南關。 以待海西。 一在開原城東五里。 一在廣寧。 皆以待朶顔三衛。 ……中略…… 既而城

団山堡後 が鉄山の位置を団山堡の東北に求められたのは去城四十里の位置が初制だとされる為であろうと思われるが、 広寧城北至近の位置である。恐らく城北数里になるであろう。是と鉄山馬市とが同一のものを指すのか否かが不明である。 であり、Aでは去城四十里とあるがBではふれていない。明の実録にも永楽四年馬市一所設置を記し、 の馬市河陰の互市場がそのまま馬市になつたとも考えられ、そこが鉄山馬市であつたとも云えるが、 て去城四十里ではなく、 永楽二年と云えば未だ馬市設置以前であり、或はこの馬市河陰の位置は永楽三年の互市場を指すのかも知れぬ。 馬市河は広寧城西五里の醫巫閭山から発源東流し、広寧城東を廻つて南流する小河であるから、その馬市河之南とあれば 於城北馬市河之陰。成化十一年改設塔兒山西南。十四年又改團山堡後。」とあり、初設は馬市河之陰(南)となつている。 するものを達達馬市と称しているので敍述の便宜の為暫らくそれを借りることにする。広寧についてはAB共に馬市一所 永楽十年の団山堡馬市改設後は馬市の位置に変更がなかつたかと云えば是も疑わしい。成化十四年再開の馬市は遼東志は 々東北鉄山にあり、後団山堡に移されたと簡単に記していられる。 ついて記事が散見するが何れも一所であつた事は疑う余地はない。その位置に就いて稲葉博士は初設の位置は団山堡の較 A群の遼東志は上掲記事と別の箇所(巻二建置志)で開原の二馬市のうち、女直に対するものを女直馬市、兀良哈に対 に「徒廣寧鉄山馬市于團山。以草木便故也。」あるので間違いないと思われるが、遼東志(巻二) (北)とある。 皇明職方地図の全遼辺図には明かに団山堡の北方に馬市の字を記入している。 意外に鎮城に近く設けられているので博士の鉄山馬市の位置もそのままは頂けない。 初設の馬市が鉄山に在つたことは明實録永樂十年 確かな事は解らぬ。 には「永樂二年設 その後その存廃に これが成化十四年 或は遼東志 初設は決し 稲葉博士

潦

馬市管

見

寧山川地理之圖には団山堡の南で馬市河の北に馬市の字の記入がある。城北二十里位にあたる位置である、 (南)でなく、従つて遼東志(巻二)で云う初設の位置ではなく、永楽十年鉄山から徒された団山堡馬市の この馬市の位

位置を示すものに相違ない。 とすると、永楽十年から正統十四年廃止されるまでの広寧馬市は団山堡南にあり、 一旦廃止

されて再開された時更に遠けられて団山堡北に移されたわけである。

るのである。 のみ独り残つたと記している。これは正統十四年対兀良哈馬市が閉鎖され、成化十四年復開されるまでの状態を云つてい は開原城東五里とある。Aでは正統十四年朶顏三衛互市を革めたとあるのが、Bでは城東広寧市皆廃し、 女直馬市は開原城南 次には開原であるが、 ここで開原二馬市の位置に関するAB 史料の異同を要約しておくと、 達達馬市は開原城東と云い、しかも各去城四十里とあるが、 前掲AB史料共に馬市二所が設置されたことを云つている。 Bでは女直馬市は開原南関、 併しその位置は一致しない。 惟開原南関馬市 達達馬市 A では

1 女直馬市を開原の南方に、 達達馬市を開原の東方に記置されたとする方向に就いてはAB共同様であるが、

2 は五里の地点にあるとする点が違つている。 Aでは城南も城東も開原城より四十里の地点に設けられたとするに対して、Bでは開原に近く、南方は南関に、

十四年三月(丙戌)の条に見える兀良哈馬市復開についての遼東巡撫陳鉞の上奏であり、 り補足したりしながらも大体そのまま採用している事は次に掲げる上奏とBとを対照して見れば一見して明かである。 の手に成るA群の方が信憑性が高いと云えるわけだが、実はB群の史料も勿論基づく所があるわけで、 さて開原二馬市の位置についてAB二史料の価値はどちらが高いかを先づ考えると、常識的に清代に成るB群より明人 Bではこの上奏を多少節略した それは明実録成化

韶復開遼東廣寧等處馬市。

巡撫遼東都御史陳鉞奏。永樂間遼東設馬市三處。其一在開原城南闊。以待海西女直。其一

がBの原史料即ち成化十四年の陳鉞の上奏に依つているかも知れないと云う事を考えさせる。そう思つて見るとAの末文 శ్ర 再開達達馬市の知識を附加することによつて陳鉞上奏に手を加えてしまつた。これでは南関の女直馬市まで城南四十里に 是等の達達馬市の距離についての知識を溯つて初設達達馬市に延用してしまつたのである。従つてAは成化十四年以後の のである。 A群にこの「各去城四十里」が附加されたかと云えば、是は正しく成化十四年再開以後の達達馬市に関する知識に基づく 冠した上で五里を削つているのである。Bの節略補足は陳鉞と同意の線を崩していないが、Aでは可なり異つた意味を生 としたのであり、 である。女直馬市については陳鉞の「開原城南関」の語をAは関を削つて「開原城南」とし、Bは城を削つて「開原南関」 とするとA群中の最古の正徳会典よりBの方が更に二十数年古い史料と云うことになる。 は再開された以後の達達馬市の知識によつて歪曲された初設馬市の史料であると。従つて初設馬市を考える場合、 在るかの様なことになつてしまう。城南四十里はすでに中固城外に達するのである。以上の事から次の事がはつ きり す じて来る。是等のAの操作は全く後文の「各去城四十里」を附加する為に起つた必要な削除であつたと云える。 「各去城四十里」を取り去るとAとBとは大略同意で矛盾しない史料である。即ち共に陳鉞上奏と関係ありと見てよい様 陳鉞上奏及びBは成化十四年兀良哈馬市再開以前の成化年間に於ける明人の遼東初設馬市についての知識であり、 在城東五里。其一在廣寧城。 即ち古城堡(開原城西四十五里)南の馬市、或は先述した団山堡北方の馬市は何れも大体去城四十里にあり、 | 達達馬市についてはBは陳鉞の「城東五里」に開原を冠して明確化したのに対して、Aは同じく開原を 皆以待朵顔三衛夷人。正統間因漏泄邊事。已罷其二。惟開原南關市獨存。 更にこの事はAの記載そのもの では何故 陳鉞上 Α

の解説が附いているのでそれに拠ると、遼東志の第一次刊行は弘治元年で遼東志書と云い、第二次が嘉靖十六年告成で今の 史料の系譜を辿るとするとことで当然遼東志が問題にならざるを得ない。 私の見得る尊経閣本遼東志には幸に稲葉博士

遼東

馬市

管見

奏及びBをAより優先して採り上げるべきであると云える。

遼東志であり、 第三次が嘉靖四十四年刊行で全遼志であると云う。しかも弘治刊本の遼東志書の稿本は永楽中に既に成つ

て一部は謹写進呈されている。従つて遼東志の記載中には永楽年間に早く蒐集された初期の史料が多く含まれている可能

性が強いわけである。上に問題にしたAは勿論遼東志巻三兵食志・辺略・馬市の条にも見えている。このAが曅恭の正統

八年の序文をもつ弘治刊本の稿本にも載つていたか否かは今では探る術もないが、若し載つていたとすれば遼東巡撫の陳

い過ぎているし、前述の様にAは兀良哈馬市再開以後の知識によるものであるから、遼東志書稿本には記載されていなか 鉞はそれを見てあの上奏を書いたとする仮定も成り立ち得ないことではない。併しそれにしては陳鉞上奏はAと余りに違

つたのであり正徳会典からの転載に過ぎぬと断じたい。所で遼東志にはAと異つた馬市関係の史料が別の所に含まれてい

遼東志巻二建置志公署の条にある次の史料がそれである。

開原馬市二

女直馬市 永樂初設城東屈換屯。成化間改設城南門外西。

達達馬市 城西。成化間添設於古城堡南。 嘉靖三年改於慶雲堡北。

廣寧馬市 永楽二年設於城北馬市河之陰。成化十一年改設塔兒山西南。十四年又改團山堡後。

達達馬市 城東門外一里。 撫順馬市

今問題にするのは開原馬市だけであるが、右の記載を検討すると、イ、城東の馬市と城南の馬市は並置されたのではな 城東のものが成化年聞に城南に改設されたのであること。ロ、従つてこの史料に拠れば初設開原馬市は城東一所しか ハ、AB群史料は城東を達達馬市としているのにこれでは城東を女直馬市と云つていること。 ニ、開原の達達

馬市の開設は成化年間城西古城堡南の添設を起源としていること等を伝えている。この巻二史料にも成化年間或は嘉靖年

ば実は更に有力な史料があるのである。切札を出そう。周知の明実録永楽四年三月(甲午)の遼東馬市開設の条には明か た史料的価値の高い巻二史料が開原馬市一所を説いていることになる。この馬市一所を更に強化する史料はないかと云え てこの初設の記事が書かれたとしか思われない。Aと余りに異つているし、基づく所がなくて空に作り上げられたとは思 開以後は作り上げられた遼東志巻三のA史料と全く無関係に、 降の古い史料が採訪され集録されている可能性を想起したい。巻二史料は公署の建置に就いてのものだが、成化の馬市再 原二馬市の設置を云うのに、是では一馬市を挙げるのみである。どちらが正しいのであろうか。ここで遼東志には永楽以 間の知識さえ附加されているが、 とすると陳鉞を含めて成化年聞以後の初設馬市に関する史料より遥かに古く、しかも直接公署の建置を述べ 初設馬市に関しては陳鉞やA・Bと甚だ矛盾する事を記している。 公署の建置に就いての古い記録が伝存していてそれによつ 即ち彼等では全て開

五月(乙亥)に時の遼東総兵官巫凱が馬市収買の馬の処分に就いて奏請した時にも、 とある。 設遼東開原廣寧馬市二所。 「開原広寧馬市二所」又は「設二市」とあるので開原一所 初外夷以馬鬻於邊。 命有司善價易之。 至是來者衆。 広寧一所でなければならぬ。 故設二市。 命千戸答納失里等主之。 同じく明実録宣徳十年

に

巫凱欲將廣寧開原二處所市馬匹。上等者送京師。中等下等者給軍士充戦馬。其不中者給屯種軍餘牧養。 種馬送遼東苑

ば右の如く二市であり二処である。そして正にそれを裏書きするのが遼東志巻二の先の史料である。従つて開原初設の馬 とあり、やはり広寧開原二処である。成化以前の明の実録には初設の馬市が三所であつた事を示す記載は全くなく、あれ

市は通説に反して一所であつたとしなければならぬ。

遼

東

馬市

見

との遼東志巻二、それを受けた全遼志の開原に於ける女直馬市と達達馬市の記載は夙に稲葉博士の注目され た 所 べであ

=

る。博士は馬市の位置を述べるに当つて是を引用されたが、次の様に苦しい説明をされている。

「屈換屯の所在は明かならぎるが、大概ね威遠堡の東方に在りしなるべし。成化にいたり初制を棄てて城南に改設せりと ず。全遼志が之を女直馬市と称するより推して永楽以来海西建州の互市場たるを知る。古城堡の馬市は之を添設せりと 開原の南にて一は開原の東なるが、その東なるは移りて南関外に設けられしことゆえ、南なりしは別に地点を易へしに しと解するを可とす。但し永楽初設の南市の何れに在りしやは確指するを得ず。] - サビ あらで、自ら古城堡に移されしなるべし。究竟、開原には両市あり、東南なるは女直を待ち、西北なるは兀良哈を待ち あれば、従来の市場の外に新に開設しきと視るを得れど、実は改設せるものと思われざるにあらず。永楽の初設は一は **嘉靖以前の記録に南関市とあるは之を指せるものにて、広順関即ち哈達河の上流に在りしものとは混称すべから**

開原二市の先入観が博士を誤らせ、巻二史料とAB史料とを矛盾なく解せんとして混乱し、古城堡南の添設を改設と曲解 せざるを得なかつたのである。

ての推定であるから従えない。 を稲葉博士は先掲の如く威遠堡(開原城東三十里)の更に東方だろうと云つて居られるが、是は去城四十里を初制と考え 二史料を素直に解して屈換屯としてもよいであろうが、決して屈換屯即馬市場ではなかつた様である。その屈換屯の位置 以上で初設開原馬市一所の大筋だけは通したつもりであるが、まだ幾つも問題が残る。先づその位置であるが、是は巻 遼東志巻三沿辺城堡墩台・北路開原等處を見ると、

鎭北堡 官軍三百五十一員名。清邊堡屯可屯兵。馬市屯可按伏。………

威遠堡 官軍三百五十一員名。雷旗屯可屯兵。曲換屯可按伏。………

屯名であるから、屈換屯の外に馬市屯が在つた事は明かである。屈換屯も馬市屯も按伏すべしとあるが、是は開原城攻撃 と見える。 この威遠堡所属の曲 (ch'ü) 換屯は屈 (ch'ü) 換屯であると思われるし、 鎮北堡所属の馬市屯は馬市に基ずく

と見られる。 に対して、上記二堡官軍の一部又は城よりの援兵が伏兵の地とする意であるから、二堡と開原との中聞にある村屯である 即ち屈換屯や馬市屯は威遠堡や鎮北堡の東方にではなく寧ろ西方に求むべきである。読史方輿紀要山東(八)

衛東七十里。海西族朝貢市易處。又廣順關在衛東六十九里。靖安堡東。嘉靖中海西族分道款歸。因以鎭北

の部に次の記事がある。

日北關。

廣順日南關。

ż 堡の位置に一致する。この馬市堡は先の遼東志の馬市屯の発展した(要寨化した)ものであろう。明実録萬暦四年正月 (丁 利であつたろう。とすると大体鎮北関から鎮北堡を経て開原に向う路線上に馬市が設けられたと見る方が自然である。 未)の条に明末の馬市の状態を示すものとして興味ある記事がある。その中に「開原設三関三市」の語があり、続けて云 の西北に馬市の字が記入されて居り、是は正に満洲の分省地図奉天省図に見ゆる開原の東北威遠堡に至る途中にある馬市 のである。遼東志所載の開原地理之図には馬市の文字がないが、先引皇明職方地図全遼辺図には鎮北堡の西南即ち威遠堡 かも去城四十里などと云う離れた所でなく、もつと開原に近い所に求むべきである。陳鉞やBに城東五里の記録すらある るす。初設開原馬市は一市であるから、女直のみでなく兀良哈も盛んに出入した事を考えると、東北鎮北関経由が最も便 これによると、 - 嘉靖以前の海西女直の朝貢市易は鎮北関を経過して行われている。遼東志は鎮北関を開原城東北七十里と

王台由廣順關入市東果園。 離鎭城四十里。近年王台・逞家奴等皆得径至開原南城墻。混列雑処。安肆貿易。 離鎭城十五里。逞家奴等由鎭北関入馬市堡。離鎭城二十里。福餘等夷由新安關入 略無界限。……… 市 慶雲

述職方地図の馬市所在地や、 この鎮城は云う迄もなく北路参将の鎮城開原を指す。 現存地名馬市堡と正に同一地点にあたる。私はこれが初設の位置であると思う。 その開原城より東北鎮北関の方向へ二十里の地点にある馬市堡は前 馬市は草木

遼

城の城壁からの距離でなく、開原の近城即ち郊外の東関区域を開原城の区域内に含めると城東五里程に屈換屯が在つたか 北堡から開原への通路に近かつたので鎮北堡の管轄に入れられた。是が城東の馬市であり、開原初設の馬市である。 屯の村外れに当つた地域が選定されたのである。そこは馬市の設備を中心にしてやがて聚落をなして馬市屯と呼ばれ、鎮 連がる地域、そこは開原城東を流れる小清河(城東南で大清河に合流)の流域の草地で従来は名も無かつたか、或は屈換 られたのだろう。城東三十里の威遠堡管轄下に属して城との中聞にあつた部落屈換屯(城東約十五里か)の更に東北方に 便宜の土地を選んで設備された。当初は無人の草地であつたに違いないから最寄りの部落名屈換屯が設置場所として挙げ 五里と陳鉞及びBでは記されているが是は厳密には屈換屯の位置を示すものであり、城東十五里の十の脱落か、 或は開原

更にその呼称であるが、開原初設馬市は正式には開原馬市と呼ばれ、通称として達達馬市と呼ばれたのではな い 原馬市に兀良哈も女直も易馬に来た事を物語る。開原一市と云つてもそれは決して女直専用馬市ではなかつたのである。 開原初設二馬市、 哈と明との仲介として兀良哈の馬と中国の絹布塩米とが女直の手によつて仲継交換されざるを得なくなつたからである。 た。女直が馬市交易に重大な役割を有つのは寧ろ兀良哈の馬市交易が禁止された以後である。即ち交易不能となつた兀良 広寧馬市は兀良哈に、開原馬市は女直に対して開かれていたのであろうか。そもそも遼東志巻二が記す様に女直馬市達達 は開設の事情を見ると明かである。又産馬は女直には非常に少なく、一部を除いて女直の馬の多くは兀良哈から輸入され 馬市の区別若くは名称が永楽初設当初からあつたのであろうか。元来遼東互市開設に積極的に動いたのは兀良哈である事 次に遼東志巻二はこの開原城東の馬市を女直馬市と呼んでいるわけであるが、若しそうであるなら遼東馬市二所のうち 何故かと云えばその後約六十年経て天順八年に開設された建州女直に対する撫順馬市をも遼東志巻二は前掲の如く達 うち兀良哈に一馬市、女直に一馬市と云う事は先述の如く誤りであるが、 かかる誤解がおきたことは開 かと思

抑え、 統十四年から成化十四年まで約三十年を経過している為に陳鉞が南関馬市を初設以来と誤る事もあり得る様に思われる。 可解である。寧ろ正統十四年三衛馬市禁止に続けて馬市改設が行われたと考える方が改設の契機としても妥当であり、正 にしても成化初年の改設とすれば成化十四年の陳鉞上奏が僅か十三年以前の南関馬市改設を誤つて初設以来とした事が不 まで溯らねばならぬ。そうすれば天順八年の撫順馬市開設と関聯させて改設の契機が考えられ得るわけである。 をした時には南関馬市は既に在つたので改設は成化十四年では決してない。従つて巻二の成化間改設を生かせば成化初年 城堡添設とが何れも成化間とあるので、成化十四年同時に馬市の改添設が行われたかの様に解されるが、 である実録には開原馬市改設を伝えた記事は全く見当らぬ。巻二史料だけを見ると女直馬市の南関改設と、 れず元のまま馬市屯で続けられ成化年聞に南関に改設と云う事になる。何れを採るべきかに苦しむが、より根本的な史料 三衛馬市禁止と同時に城東馬市屯から開原南関に改設されたと云う事になる。 正統十四年城東馬市が罷められた意味を述べているが、若しそれが廃止の事実を正しく伝へているとすれば、 た。この時開原馬市の位置に変更があつたか、元の馬市屯で続けられたかは二様に考えられる。陳鉞やAには正統間又は 用であつた広寧馬市は閉止されたが、開原馬市は猷明に対して恭順を誓う女直を覊縻する為、女直に対してだけ続開され 洩し、或は是を誘導して辺境に侵寇した。かくして正統十四年兀良哈の馬市交易は全面的に禁止された。 所説を作り上げた大きな理由の一つであると思う。さて正統年聞に入つて北西瓦刺の勃興著しく、也先の勢力は韃靼部 された開原馬市はより適切な意味で達達馬市と通称さるべきものであつた。この事が後に述べる様に陳鉞を誤らせ馬市三 の中に含められることは明かである。建州女直専用の馬市すら達達馬市と呼んだとすれば、兀良哈と女直の何れにも開放 達馬市と称しているのであるから、この場合の達達は広く北方塞外民族の総称としての意味であつて、兀良哈も女直もそ 兀良哈に伸び、海西女直の一部すらその支配下に入つた。特に兀良哈は瓦刺の手先となり遼東辺防の情況機密を漏 一方遼東志巻二に従えば、 陳鉞が再開奏請 この時には移さ 殆んど兀良哈専 達達馬市 正統十四 併しそれ の古

所が設けられているし、更に南門外には大清河を渡る清河橋、大平橋の二橋がある。即ち南門は鉄嶺遼陽方面との交通幹 る。城門は一種の税関の役割を有つのでそとを出入する商品には課税される。そとで門外に商貨が聚まり市場が形成され 実録萬暦四年の開原三関三市の記事によると、広順関を通過する哈達の馬市は城東十五里の東果園(嘉靖時添設)に、鎮 くて、城東の馬市の南関改設を云うのではあるまい。実はこの南関市については更に複雑な事実がある様である。 併し実際は「正統間因漏泄辺事。已罷其二。」と陳鉞が云つている意味は兀良哈三衛に対する罷市を云つているに過ぎな శ్ర て究明する必要があるが、別稿に譲つて、一応の結論を援用して述べておく。明の馬不足の解決と共に私市が発展して来 馬市屯の馬市は初設以来万暦まで動いていないのではないかとすら思われて来る。 た元の城東の馬市堡に移されたのかと云う疑問が生じる。それに就いて記録されたものは見当らぬ。とすると、 る。この三馬市は是に対して官市場でなければならぬ。そうすればそもそも成化前に南関に改設された女直馬市が何時ま 貿易.] とは所謂私市の性格を有つものではないかと思われる。萬暦四年の場合はこの南関市の外に三馬市が存 在 して い 線の発着点に当る要所であつたのである。その南門外即ち南関地区に関市が栄えた事は当然であつたろう。城内の人は勿 る事が多い。 南関市との関係或は性格は何であるかと云う事である。中国の都市は城壁を巡らしていて城外との交通は城門 に は勝手に開原城南門外の城墻下に立つ南関市に出入して自由に交易を行つているのである。この場合夫々の三つの馬市と 北関経由の葉赫の馬市は依然として城東二十里の馬市堡に、新安関を入る三衛の馬市は慶雲堡に在るのであり、ただ彼等 多かつた。こうして萬暦四年と同じ様な状態が早くから起つた。兀良哈女直は色々な方法で明の制約をくぐり抜けて豊富 馬市屯の馬市で官市の後軍民との私市が行われたが、馬市場での私市は馬市官の監督が厳しく、 城外諸方郊野の人々も百貨を求めて売買に聚つた所である。かうした国内市場への女直・兀良哈の「混列雑処、安肆 開原城は東西南北に各一門があり、その南門を迎恩門と云うが、南門内西方に在城駅があり、 この問題を解くには官市と私市に就い 商品の種類も制限が 南門外に逓運 元々城東 限られ 先掲

馬市でなく女直馬市と呼ばれるものになつていたこと、こうした諸事情が兀良哈と女直を明確に区別して分離政策を主張 城東の馬市は有名無実化して恰かも廃止された形となつたこと、南関馬市は女直専用となり狭義の厳密な意味では、 う。非常に迂余曲折したが城東初設の馬市が達達馬市と呼ばれていたと考えられること、私市の発展と共に兀良哈や女直 場たる馬市屯を通過して直接南関市に出掛ける様になつた。一方明の官市は殆んど行われず、ただ朝貢馬の験審が官の主 であれば明でも強いてそれを禁止して彼等の反感を買う程の事はなく、やがて何時となしに女直は萬暦の例と同じく官市 が城南馬市を初設と考えられる一原因をなしているとも云える。三衛罷市以後は女直のみ南関市に出入した。女直が温順 な商品を並べた南関市に出掛けた。恐らくそれは正統十四年三衛馬市禁止以前から見られた現象であつたと思う。その事 する陳鉞をして城東の達達馬市は元来兀良哈専用の馬市であり、南関の女直馬市は初設以来のものであり、全く別個のも が南関市に早くから出入し、やがて正統十四年兀良哈の馬市交易が禁止された後の或る時期に南関私市が公認され、 事になつたものと思われる。その公認の時期ははつきりしないが正統十四年以後、成化初年までのうちである と 云 えよ な仕事である状態であつた。かくて私市即馬市の状態となり南関の私市が公認されたのが城南への改設として伝えられる ので二つの馬市は並設されていたと考えさせたものの様である。開原二馬市説の発生した事情は大体右の様に 考 え ら れ 一方

して、結局兀良哈からの馬の収買量が女直からよりも著しく多い為に兀良哈に二所、 政策を説かれた。私も亦嘗て三所説により、是は外夷羈縻の外交政策的意味よりも経済的意味よりも経済的意味が強いと 良哈の援助功労に応うる成祖の報償的意味を考えられ、又女直と兀良哈の混同を避け相互に牽制せしめんとする明の分離 れも基礎にした三所説が誤つていたのであり、従つてそれは修正されねばならなくなつた。遼東初設の馬市は広寧開原共 遼東初設三馬市、その一が女直に、他の二が兀良哈に開かれたと云う三所説に基づいて稲葉博士は靖難の役に於ける兀 女直に一所が設置されたとした。何

る。

東馬市

要と、馬不足に悩む明の馬に対する需要とが一致して馬市が開設されたのであり、女直は初期には脇役として参加したこ ち産馬の多少による経済的現象と見る方が正しい様である。即ち主として馬を多産する元良哈の明の絹布塩米に対する需 に見られ、そこに政策的報償的意味を認める事も必ずしも不可能ではないが、是は兀良哈と女直との産業形態の差異、即 面から云えば兀良哈は広寧と開原の両方に出入し、女直は専ら開原のみを利用したのであるから、兀良哈が優遇された様 なかつたとは決して云わないが、こうして馬市の施設にまで貫徹する程強力には遂行されなかつた。ただ馬市利用の実際 兀良哈専用となり、開原は兀良哈・女直が分離されずに同一馬市を利用した。明初の外夷に対する分離羈縻政策は行われ 何れも兀良哈又は女直に対する専用馬市ではなかつた。但し広寧は当時の満洲の民族配置状態から殆んど

註1 拙稿「遼東馬市起源」東洋史学 第九輯

とに基因するのである。

註2 稲葉博士「満洲発達史」一九三頁 馬市の位置参照

3 同右 一九四頁

赶4 遼東志巻二、建置志関梁の条参照、現在の地図で見ると東

註6 註1に同じ

北をとるべきである。

註7 拙稿「明代女直の馬」史淵第六十三輯

註8 松本洪「支那上代の市場」八税関の条参考

輯にふれておいた。 規模等については拙稿「安楽自在二州に就て」史淵第四十八規模等については拙稿「安楽自在二州に就て」史淵第四十八

註10 万歴四年に城東馬市屯の馬市が存在した事は南関馬市の性

市」として別に詳考の予定である。 「馬市に於ける私行われることになつたと考えておきたい。「馬市に於ける私行われることになつたと考えておきたい。「馬市に於ける私行われることになったと考えておきたい。「馬市に於ける私行かれることになったと考えておきたい。「馬市に於ける私行われることに重要な手掛りとなる。実録に城東馬市改設の格を考える上に重要な手掛りとなる。実録に城東馬市改設の格を考える上に重要な手掛りとなる。実録に城東馬市改設の

註12 註1に同じ

註 11

稲葉博士、前掲著書 一九一—一九二百

色々と御指教を受けた。記して感謝の意を表したい。東馬市は二所であると考えられているとの書信を頃いて、附記 本論稿作成中、北海道大学の佐久間重男氏から同氏も遼

득 遼 東 馬 市 Ø 馬 直

年三月に馬の値段が定められた。(以下三年馬直と称す。)次年の永楽四年三月馬市開設の詔によればこの馬直を善価と称 兀良哈三衛の要請と明国内の馬不足から来る外国馬収買の必要とから遼東辺境でも互市が行はれることになつて永楽三

している。果して善価であつたか否かと、更に馬直のその後の変動について考えて見たい。

	絹	布
上上馬	8	12
上 馬	4	6
中馬	3	5
下 馬	2	4
駒	1	3

文として見え、それによれば実収過馬九八八○匹に対して該給馬価段匹綿布を指揮同知王 あつて順次送馬した結果である。同じことが李朝実録太祖二年六月(庚辰)に明の礼部谷 綿布一万九千七百六十匹を酬いたとある。是は洪武二十四年朝鮮に一万匹の市馬の要求が 明実録洪武二十六年二月(壬辰)の条に朝鮮の遼東への遣使送馬九八八○匹に対して紵絲 **鼐をして管運せしめたものが各色紵綵綿布一万九千七百六十匹、その内訳紵綵九千八百八**

元年九月) 明は堪戦の馬一万匹を易換する為に太僕寺少卿祝孟献等を朝鮮に遣はした。靖難の役興り軍馬補充の為と思は 20 // れる。この時の馬価や絹価等が李朝太宗実録元年十月(戊午)の条

十匹、

綿布九千八百八十匹、

即ち紵絲と綿布各一匹が一馬の代価であつたことが知られる。次に建文三年九月(李朝太宗

五丈布表 価 名 級 밂 等 上 等 500四 中 大 馬 等 450 // 下 等 400 // 上 300 // 等 馬 中 等 250 中 下 等 200 上 90 // 品 中 品 段 子 80 // 下 밂 70 // 官 絹 30 // 絹 中 25 // 綿 布 ておく。 鮮への実際の給価は上等馬は絹十匹又は段子四匹、 及び綿布で表示すれば に五丈布で示されているが、一つの基準になると思うので次に記し これによると官絹と綿布の比価は三対二である。右の馬直を官絹 (端数は)次表の如くなる。

遼 東 馬 市 管見

中等馬は絹八匹 この時明から朝

絹	綿布
17	25
15	23
13	20
10	15
8	13
7	10

上 大 中 馬 下 上 中 中 馬 下

が要求されて居り、 朝鮮側は十月馬三百匹を初運して以来、翌八年三月までに三千匹を九運して遼東に送つている。そし えられる。

見れば、太宗七年九月(永楽五年九月)(庚申)に明の兵部の咨文によつて馬三干匹の易換 が遼東に着いたので絹布一万五千匹を之に酬いたとある。同じことを李朝太宗実録について 直の外に諸種の薬材等が加給されている事からも朝鮮の気嫌をとつて買付けられたことが考 を見ない程高価であるが、是は全く戦時の急需に応ずる為のものであつたからであろう。馬 次いで永楽になつて実録五年十二月(甲申)の条によれば朝鮮から三千匹の貢馬

て四月には明の使臣内史黄儼等が来つて太宗に特賜が行はれているがその馬直については何の記載も見えない。そこで明 2 は別の評価法を示す) 実録の記載に従うと一馬直が絹布五匹となる。この場合絹と綿布が夫々何匹つずか不明で 割合であつたと思はれる。 但し次例の如く 絹三匹布二匹の 場合もあるが、 次例が戦勝に よる嘉賞の意をもつことを考えると先の割合の如く考えるのが。妥当であろう。 あるが、 馬直が布絹を合せて支払はれる際は絹が少いのが通例であるので絹匹綿布三匹の 永楽七年

絹 紵 布 段 洪武26年 1 1 (4) 10 建文3年 8 (12)永楽5年 3 2 8年 3

(李朝太宗九年)

の様になる。

が、

との時は一

馬直絹三匹布二匹であつた。以上の朝鮮馬収買の馬直を一括表示すると上

是に対して遠征終了後(永楽八年十月)

馬直が支払はれた

二月までに一万匹を運送した。

雅失里、阿魯台征討の準備であつた。そこで朝鮮は十一月初運以来十九運して期限の翌年

十月朝鮮はまた馬の易換を求められた。永楽帝の第一回漢北親征即ち本

朝鮮の

又は綿布十二匹であつたと云うから、正に中馬の上等と中等に評価されたのである。

堪戦の馬が大体中型馬であつたことも知られよう。この給価は朝鮮馬収買に於いて前後に比

		絹	布
Ŀ	馬	4	6
中	馬	3	5
下	馬	2	4
馬	甸	1	3

$\overline{}$	
囡	
+	
NC.	
馬	
7,13	
值	
_	

				_
		絹	布	与三人具
上	馬	2	2	Ę
中	馬	1	2	1
下	馬	1	1	

(開平馬直)

組 布 10 18 等等 5 上上馬 5 駒

し入れて来たので陜西行都司は之を官買して辺防用に充てたいと上奏した。成祖はその上奏に

成祖の即位直後(実録洪武三十五年九月壬辰)回回の可古思なる者が寧夏で売馬したいと申

従つて官買させたがその時の馬直は上の如くであつた。

僉事康寿等が遥々と安定衛に出向いて馬五百匹を買入れた。この時の馬直は次の如くである。 次に実録永楽二年三月(丙寅)によれば安定衛の指揮采児只速等の申し入れにより河州指揮

直がないことが特徴的である。上上馬に 二種の給価があるが、 స్థ 方明では開平衛城を新築して開平を蒙古地方制圧覊糜の前進基地として強化しようとしたので である。 あるから、ここに馬市が設立される理由は確かに根拠があつたと思はれるが詳細は 不 明 で あ 更に実録には明証はないが正徳(並に萬曆)会典によれば永楽九年開平馬市が設けられた様 この 開平馬市の馬直が会典に見える。 永楽八年の成祖親征によって阿魯台勢力は屈服しその後直ちに遺使朝貢して居り、 (上左麦)但しこの馬直は上上馬と駒のみで他の馬 絹を布に 換算すると 略同価であるか

ち朝鮮馬直の絹八匹又は布十二匹の又はに相等する一等である。 ら、上上馬一等云々とあるのは馬の等級差ではなく、支払方法に二種あつたことを云うのである。即

れである。 さて馬直は馬の等第によつて高下があるが、馬の等第に最も詳しいのは建文三年の朝鮮易換馬のそ 即ち大馬、中馬に大別し、その各を更に上中下三等計六等級に分けている。 この等第には

側で獣医をして選馬せしめ、「四尺以上為中馬。三尺以下不納。」としたとある。そして明から換給さ 主として馬の体高による標準が定められていたと思はれるが不明である。ただ建文三年の際には朝鮮

東 馬 市 管見

遼

馬、上馬、中馬、下馬の区分である。春は上上馬が朝鮮の大上馬又は大馬に相当し、以下の上馬、中馬、下馬は朝鮮の中 馬であると思はれるが、堪戦の馬でない為に「三尺以下不納」として予め選から洩らされたのである。この場合の三尺以 馬の上中下三等、即ち蒙古系の中型馬の上中下三等の分け方であると思はれる。司馬江漢著「支那の馬」は馬の丈を計る 等級の区分法と同じく、馬にも九等第があつたわけである。さて朝鮮馬が中上馬、中中馬と評価されたのはそれが蒙古系 下は三尺九寸以下即ち四尺未満の意である。とすると四尺未満の馬は大馬、中馬に対して小馬、上馬、中馬に対して下馬 未満の島型(小型)馬と四尺三・四寸の内地型(中型)馬とがあり、前者は朝鮮済州島馬と同型で後者は蒙古馬と同型で れた馬直によると前言した如く中馬の上等中等に評価されている。林田重幸氏の教示によれば石器時代、 なものやアラビア系馬を云うのであろう。朝鮮に於ける大馬中馬各三等の等第と異なるのは遼東互市その他に於ける上上 の中型馬であつたことが知られる。この中馬に対して大馬と等第されるのは恐らく五尺に近い体高をもつ蒙古馬中の高大 と等第される筈であり、恐らくそれが更に上中下三等に分けられたに違いない。官品の九品等、戸等の九等第、田品の九 あるが、 朝鮮からはまた中型馬の骨も発見されていると云う。この二型のうち小型の方が高句麗の果下馬に相当する矮小 日本の馬に四尺

ともよむ也。扨八寸九寸をば八すん九すんと云也。九寸にあまるをば長(たけ)に剰ると云也。三尺九寸あるをば、か 馬のたけは四尺を定尺とす。四尺に一寸あまるを一寸と云う。二寸あまれば二寸と云う。以下是に推し知るべし。四寸 より七寸迄は寸の字をすんといはず、よき(四寸)いつき(五寸)むき(六寸)ななき(七寸)という也。寸の字をき

へり一寸と云也………

とある貞文雑記と云う書を引き、これは支那の書に拠つたものであろうと云つている。彼此考え合せると中国では四尺を 一つの標準として是を中馬の下限とし、更に体高、強弱、年齢、毛色等を勘案して九等級を定めたのであらう。今の私に

は明確な等第の基準を知り得ないが、そのうちの中馬三等が主として四尺三・四寸の蒙古系馬を対象にした評価区分であ

つたことは聞違いないと思はれる。

高かつたと云うこととなる。朝鮮の馬直より遼東の馬直が確かに善価であつたと云えよう。 中馬はあつたとせねばならぬと思うが、若しそうであつたとすれば遼東の馬直の方が絹にして二匹、綿布にして三匹程度 より綿布三匹、下馬より綿布半匹低い。 年の馬直は何れも遼東のそれより低い。永楽五年のは遼東の中馬より綿布三匹半、下馬より綿布一匹低く、八年のは中馬 る。建文三年の朝鮮馬直が上等馬絹十匹、中等馬絹八匹(又は綿布十二匹)とあるのは稍例外的な馬直であることは先に 等と比較して遼東の馬直が善価であつたかを確めてみたい。但し絹と綿布の比価は李朝実録により三対二として 計 算 八匹、中馬絹六匹三分一となり、明かに建文明鮮馬直は略絹二匹程高い。併し是を除いた洪武二十六年、永楽五年、同八 云つたが、是を遼東馬直の夫々等級と考えられる上馬絹四匹布六匹、中馬絹三匹布五匹に比べる為絹に換算すると上馬絹 さて先述各地の馬直は遼東互市→馬市開設前後に同じく絹布で表価されたものを眼につく限り拾つたものであるが、 建文の朝鮮易換馬が中馬の上中に等第されたことを考えると、永楽の時も平均中 _ ਰ

定衛まで出向いて収買したわけであるから、その運搬費労費が計上して差引かれていると考えねばならぬのであろう。 較でも一見明かに遼東が二倍以上善価であることが解る。但し是は河州衛指揮の康寿が買馬絹布を運搬して燉煌南方の安 従つて両者の比較に於いてこの場合も遼東の馬直は兀良哈や女直に有利に設定されていると云える。 はれたと想像されるのに、遼東では上上馬は上上馬として験馬等第され、上馬の二倍の給価が獲られたことを意味する。 れる。ただ寧夏にはない上上馬の価が遼東には添加されている。このことは寧夏の場合は上上馬は上馬に包含されて支払 し馬直だけを採り上げて明側で誇示宣伝すれば遼東の馬直は安定に比して著しく善価であると云い得るのである。開平馬 次に寧夏馬直は遼東の上馬以下と全く同じである。遼東互市の馬直決定にはこの寧夏の例が参照され延用されたと見ら 次の安定馬直との比 併

遼東馬市管

とが解る。「善価易之。至是来者衆。」と明実録に記しているのは決して誇張ではなかつたことが知られる。 つている。 直は上上馬と駒のみであるが、上上馬の比較ではやはり遼東が絹三匹布二匹だけ高い。ただ駒は若干開平の方が有利にな 以上によつて朝鮮の建文三年の馬直、開平の駒の価を除いて遼東互市の馬直が他処の馬直より善価であつたと

事は善価もて買つたと云う言葉そのものが暗々裡に示している様に思はれる。明末の例であるが萬暦武功録王杲傅に を分離して従属化せしめようとする対北方政策や軍事的考慮等から遼東馬市の験査が比較的ゆるやかなものであつたろら 要請や、軍事的、対外政策的考慮がはいり得る。永楽初期の明国内に於ける極度の馬不足や、北元勢力から兀良哈・女直 が、売馬者側も立ち合つて申し入れを行い、等第の高下を争つたであろう。その場合験馬に対する明側の態度には経済的 と共にその馬についての博い知識を考慮して選ばれたものと思はれる。験馬の際、最後の決定は馬市官がしたのであろう 木、劉千家奴、田猛克禿等はその姓名から見て明かに北方系の人物であり、収買事務に当つて言語、人情風俗の理解疏通 るわけであるが、明実録に見える最初の馬市官答納失里や或は王咬納、遼東志巻五宦飾志(馬市官)の条に見える北哥帖 の選馬の際も獣医が毛色を調べ馬高を測定して四尺以上を中馬としたとある。遼東馬市に於ける験馬も右の様な検査が行 るが、一般に馬の検査の時、その体高、毛色、年齢、肥瘦、不具等が調査されることは周知の如くである。建文三年朝鮮 えられる。それは験馬に際しての明側の態度乃至政策である。験馬とは馬の高下を等第し、馬の肥壮を検査することであ はれて一定の規準に従つて馬の等級が決定されたに違いない。故に馬市官に任命される者は馬についての知識を必要とす 以上の様に遼東の馬直は実際に他方の馬直より善価であつたが、更に善価をしてより善価たらしめる今一つの条件が考

撫順當開市……然後験馬。馬則見羸弱瘸敗。使者匿不肯告。於是視善馬賈。得鐾飽其欲。

たとしても、下馬を中馬に、中馬を上馬にと云う様な寛容な認定は互市設置の初期から行はれて兀良哈等の売馬意欲を一 とある。 明の方では羸弱不具の馬を善馬として買入れることが慣習的に黙認されていた様である。 明末程甚しくはなかつ

層刺戟したのではあるまいか。善価の意味にはこの様な験馬の緩かさも含められていた様に思はれる。
#3

永楽三年設定の馬直は実録永楽四年十二月(甲寅)によれば改訂されて絹布の外に穀物を加えて支払はれることになつ

た。

匹。下馬米八石絹一匹。

駒米五石布一疋。

兀良哈等處告飢。願以馬易米。命所司議其直。遂定上馬毎匹米十五石絹三匹。次上馬米十二石絹二匹。中馬米十石絹二

二匹を両方から差引くと、絹四匹三分一が米十石に当つている。結局絹一匹が米二・三石強に換算されている。下馬の場合 ると、先づ中馬の三年馬直は絹に換算して六匹三分一となり、是が四年馬直の米十石絹二匹に相当するわけであるから絹 のと見て誤りないであろう。ただ何故にこの時等級名称が変えられているのかは明かでない。この馬直を少し分析してみ 更に何れの場合も馬が五等級に分けられているのであるから、四年の上馬は三年の上上馬に、次上馬は上馬に相当するも と同じ等級になつて居り、 である。このことは葉向高も前掲書にすでに簡単に述べている所であつた。さて永楽四年馬直には三年馬直の上上馬がな 見ると永楽四年馬直は以後十五年まで行はれていたのであり、それが明の辺储を空虚にする憂があつたので重定されたの 生じる。 ではないかと思う。併しこの改訂を省略したから次の永楽十五年の重定馬直が永楽三年馬直の改訂であるかの様な誤解が 馬直そのものの前後のつながりは判然しない。是が諸書に記載されなかつたのは飢饉に際しての一時的な給価と解した為 少しも触れず、ただ王世貞の弇州史料前集市馬考に掲げているだけである。葉向高の朶顔三衛考にも簡単に記しているが これでは改訂の理由も明かであるのに、両会典、遼東志、全遼志、王圻続通考、更に明史食貨志等もこの改訂については く、代りに上馬の次に次上馬が添加されている。併し十五年重定馬直には再び上上馬、上馬、中馬、下馬、駒と永楽三年 稲葉博士も全遼志によられたので永楽四年改訂馬直を脱してしまはれた。 併し永楽十五年馬直重定に至る経緯を 後掲劉江の上奏には明かに四年馬直の米十五石絹三匹の上馬を上上馬と記しているのであり、

東馬市管

所が実際の馬直は米十五石であるから上上馬の馬直が更定に際して著しく切下げられていることが知られる。この切下げ は上馬即ち四年の次上馬についても行はれ約米二石が減ぜられているが上上馬程著しくはない。 二・二石弱に換算されている。この換算率を用いて上上馬の場合にあてはめてみると三年の上上馬は絹十六匹 で ある か は三年のは絹四匹三分二であり、それが四年の米八石と絹一匹に相当するから、結局絹三匹三分二が米八石、 四年馬直ではそのうちから絹三匹を支払うと残りの絹十三匹に対しては米約三十石が支払はねばならぬことになる。 絹一匹が米

明実録永楽十五年十月丁未の条に時の遼東総兵官都督劉江の上奏が見える。

たので三年馬直が主として適用され四年馬直は副次的なもの、或は臨時的なものと見られ、その為に十五年の重定馬直が して太(泰)寧衛のみで馬干匹の易米要求があつた。中馬として絹二干匹米一万石の支払となる。との四年馬直による支 て、兀良哈等が易米を要求する時はそれに従つて支払はれねばならなかつた。たまたま永栄十五年兀良哈の地の旱災に際 三年馬直の改訂として会典等で誤られたのであろうと思はれる。しかも四年馬直は決して臨時的なものではなく生きてい はれ、易米を欲する者は四年馬直で、絹布を欲する者は三年馬直で交換がなされたのであろう。そして易米者が少なかつ 布と交易する者が多かつたことを思はせる。即ち永楽四年馬直改訂によつて三年馬直は廃止されたのではなく並行して行 これによると四年馬直更定後も「易米者其数不多」とあるが、馬市開設時の状況から推すと易米者以外の者即ち元通り絹 米。其慮朶顔福餘諸衛皆來則無以給之。況遼東極辺。無他有司供給。守備官軍数多。毎年安樂自在二州寄住韃官俸粮歳 今歲兀良哈之地旱。太寧衛指揮鎻南等。以馬干匹來易米。前此易米者其数甚不多。 樽節粮儲。逓増布絹。 而舊定馬価甚高。上上馬一匹米十五石絹三匹。下者米八石絹一匹。如悉依舊例則邊储空匱。 中半市之。庶外夷蒙博施之恩。而邊備無不給之患。上曰江所言是。命兵部定議行之。 止用馬駝。 **今太寧一衛用車三百輛運** 宜令所司更議馬

払では遼東の辺儲への影響が大きいとして劉江の米を減じ絹布を増す改訂要請がなされ、その「所言是」として成祖は兵

部に下命議させたのが十五年重定馬直である。 明実録永栄十五年十一月(乙夘) اح

匹米五石絹布各五匹。上馬米四石絹布各四匹。中馬米三石絹布各三匹。下馬米二石絹布各二匹。駒米一石布二匹。其他 勅遼東総兵官都督劉江曰。 爾奏欲更讓馬直。已見体国之心。況今年遼東薄収。正宜樽節以舒用。今更定其價。上上馬毎

有可以實邊儲者。

尚悉心計慮。

以副朕倚托之重。

東の馬直として正徳会典に記載されている以上、永楽十五年十一月以後はこの重定馬直のみが準用されたと見ねばなるま あるかの様に解しているととは誤解ではあるが、また一方三年馬直の十五に於ける廃棄を示しているとも考えられる。 年馬直もこの重定によつて併せて廃棄されたか否かは明かでない。併し会典等が十五年重定馬直を恰も三年馬直の改訂で とあるのがそれである。 い。勿論以上の馬直は皆官による収買の公定価格であり、私市に於ける価格は必ずしも是に従つたわけではないであろう。 最後に三年、四年、十五年の馬直を絹対布を三対二、絹一匹を米二・三石として換算して全く絹で表示してみると次の との重定馬直が四年馬直の改訂であることは明かであるが、前に並用されたと推測しておいた三 遼

如くなる。 (単位匹)右の換算率は三年馬匹から四年馬直の更定を中馬を基準にして、そ

	3年馬直	4年馬直	5年馬直
上上馬	.16	9.5	10.4
上馬	8	7.3	8.1
中馬	6.3	6.3	6.3
下 馬	4.6	4.5	4.2
駒	3	2.8	1.7

ば 位馬の引下げは告飢の際の元良哈に於ける穀物への強い需要、米価の騰貴を考慮しなけれ 十五年馬直の中馬を更に算出すると全く同値を得ることは、支払手段としては米絹布を色 に大巾に引下げられて居り、 によれば上馬中馬下馬は、何れの場合も大体一定した数値を示しているが、上上馬は四年 々と混合しても総価格は等しくなる様に決定されていたことを知らせてくれる。さて上表 れに李朝実録所載の絹布換算率を援用したものであるが、その換算率を用いて四年馬直と ならぬ。絹換算では大巾の引下げになるが、穀物支払では兀良哈は減価と考えなかつた 駒は十五年に著しく引下げられている。四年馬直に於ける上

遼東馬市管見

のであろう。その意味では中下馬は穀物表価では馬直引上げと感じたかも知れない。しかも上上馬の市易は数が少なく、

専ら兀良哈等の利害の関係するのはその供給率の最も高い中型馬即ち上中下馬であつたから、それが穀貴の際も同値に改 訂されたことは兀良哈の満足する所であつたに違いない。十五年の駒の減価は恐らく明国内の馬数充足により従来程駒の

輸入収買の必要がなくなつたのによる様である。

い。このことは又別に考察すべき問題であるが、恐らく馬市に於ける官市の消滅と私市の発展として理解されねばならぬ る。併し永楽十五年(一四一七)から万暦四十六年(一六一八)まで約二百余年聞馬直の変動がなかつたとは考えられな 永楽十五年の重定馬直以後、馬直の改訂はなされなかつた様である。 両会 典共にそれに つい て何の記載もないのであ

ものと思はれる。(本稿は文部省の研究助成による研究の一部である。)は、このでとはう男は書簿で、き間見てあるが、思いて見可に方して

註 1

前掲遼東の馬直の外、この後に示す諸例の多くがそうであ

の貢馬に際して下下等馬を下等馬として給賞した例が見え註3 後世の例であるが明実録景泰二年十二月丙子の条には瓦剌学会報 第二十五巻 第二(四号 対の出する。 対の出す、山内忠平「日本石器時代馬について」日本畜産

稲葉博士「満洲発達史」一九六頁

శ్ర

註 5 4

に五十一万四千余匹に増している。拙稿遼東馬市起源(前永楽十五年太僕寺在籍馬数は永楽初年の二万三千からすで

参照

On The Horse Markets of Liao-tuug 遼東 In The Ming 明 Period

By H. Esima

Acording to the usual opinion, the first founded horse markets in Liao-tung were at three place—— one at Kuang-ning 広寧, the others at K'ai-yüan 開原—— in Ming period. And one of them, at the south side of K'ai-yüan-Ch'êng 開原城 was exclusive for the Djurchi 女直 and the rests, at the east side of K'ai-yüan and Kuang-ning, for Urianghai 兀良哈. But, it reveals that there was only one, not two, market at east side of K'ai-yüan-Chêng. Moreover, it was not exclu

sive for Djurchi nor Urianghai, but opened for both,

The higher market price in Liao-tung attracted Urianghai and Djurchi. The market price was stipulate for the first time in the third year of Yung-lâ 永楽 (1405 A.D.), then reformed to be paid in grain and price itself was changed (1406, 1417 A.D.).